

駅通情報

第68号

なものといえる。
そこで、駅通史に関する部分のみでも、記録を残しておこうと思つたのである。

「片倉家北海道移住頃末」から

— 輪別郡の駅通制を中心にして —

○ はじめに

私の手元に明治二（一八六九）年八月、片倉家の田原連が輪別郡（現・登別市）に移住した当時の立村状況を記録した資料がある。標題にある片倉家は、奥州仙台藩の一氏族であるが、一般によく知られているよう明治維新時、奥州諸藩連盟に加盟して官軍と戦い敗れた。行き場を失なった片倉家の旧臣連は、本書は、移住時の状況を記録したものであつた。

十五年間にわたる一族の動勢を「北海道移住頃末（てんまつ）」として約百三十ページに纏められてある。

本書は、片倉家の田庄（名前失念）氏から寄贈を受けたものであるが、文中の跡所に当時の現地事情を知るうえに貴重



輪別郡の位置

○ 「解説」

要約すると、

我が片倉家一門は、明治維新とともに天朝の意を体して陸に率先して北海道開拓に応じてきた。船裏無人の地に入植し、初期の任務を果たしてきた。この功績は、他の地に入植した日理、岩手山、白石の三藩に比較しても劣るものではないと自信している。

然るに、日理、岩手山の伊達家は、今回、爵位を譲わり華族に列しられた。

しかるに西家と同じ立場にある我が片倉家は、この榮譽に溶することができなかつた。まことに殘念であり、田臣一同遺憾に耐えないものである。

以上は、上中資料の冒頭に記載されている。

前述のとおり、明治維新時、同じ連合に連合して北海道に移住して開拓に当たつた日理、岩手山の伊達家は華族に列しられたのに、我が片倉家はその榮誉に浴することができなかつた。まことに遺憾である、といふのである。

本書の書き出しに「緒言」として、次の記述がある。本書編さんにて、軽井沢が書かれているのである。

「此時ニ当タリ奮然起テ朝意ヲ學シ天下ニ率先シテ拓地開民人ノ地ニ入り克タ当初ノ任務ヲ果タシタル者ハ唯日理岩手山ノ西伊達氏及白石片倉ノ三家トス誰カ此功勞ヲ少ナシトセシナ爾リ此功勞ニ依リ此傑業ニ因テ伊達兩家ハ華族ニ列セラレタリ而シテ特ニ我カ片倉家ハ此榮典ニ沾スルコトヲ得ス旧臣ノ遺憾何ヲ以テ之ニ警ルニ足ランヤ唯爰片倉家ノ功勞ハ大丈レ兩家ニ及ハサリシカ……（以下略）」

そこで、片倉一族の「林田開拓の概況」及び移住の実況等、その「林木」を記載して、我が片倉家も華族の一員に沿しられるよう申す、というのである。

○ 片倉一族の支配地付与状況

右、「顕本」の中から、一行が渡道に至った経緯を挙げる

と、次のとおりである。

一

右・鶴岡之内領別郡
右一鶴岡内領別郡
九月
太政官

片倉小十郎
太政官

注――九月とは、明治二（一八六九）年九月である。

注――右、種別輕であるは、現在の鶴岡市一円の地域である。

注――受命者は、片倉小十郎であるが、片倉家は代々小十郎を襲名してきましたが、明治元（一八六七）年に伯爵、小十郎を阿通と改めている。

さらに、明治三年五月には、

「先般石川源太へ北海道開拓団内室蘭支配費、御付候事
今般被免候付同郡ノ内室蘭支配費、御付候事
始動速ニ実効相立候様可致事

但右川源太陪隸候住ノ者其方へ管轄被
庚午年五月

太政官
片倉小十郎

相模国鶴岡郡
ヘケレウタ村ノ東字ホロシヨ□□

右以東増支配被、御付候事
但チリヘツ登休所建物並ニエトモ岬遠見番所地古処今建

物等延テ被下候尤モ登休所ノ義在東ノ通相應ヒ可申備馬三
分一被下候間諸官員通行ノ節ハ土人々別制ヲ以テ会所元相

文助勢可致事
庚午年五月

太政官

北海道における宿駅（駅通）の開設と現地責任者の任務（一）
——宿駅の発祥から駅通制の廃止されるまで——

開設と現地責任者の任務（二）

前号（六十七号）において、右、標題の原稿を書き終えてから氣付いたことは、その内容が、時代的に江戸時代の宿駅制で「松前街道の二十一宿」に近く、内容も融合することに気付いた。

しかもその内容が難解で、専門的過ぎて一般の人達には興味が持たれるとと思われた。しかし本号からは、東西蝦夷地の場所請負人が請負条件の一つとして負担する駅制に引続いて、時代は下つて明治に入り開拓使支配時代に入り、皆さんの想像の薄い駅制時代が登場するので身近に感する問題になり、いささか理解しやすい内容になると思われる所以である。

三 蝦夷地の宿駅制

1. 蝦夷地（和人地以遠の地）の駅の発祥

江戸時代が終つて明治維新となり、幕府から明治政府へ引継がれた北海道内の宿駅は、一二六か所とされている。

そのうち「東・西蝦夷地に所在する宿駅は

東蝦夷地 二十七駅
西蝦夷地 二十八駅
計 五十五駅

となつてゐる。（開拓使事務報告によると）

このうち、一つづつ、誰によつて開設されたのかは明確でないが、現存する資料によると、東蝦夷地の山越内、長万部の二駅は一七七〇年代の開設で、西蝦夷地内宿駅のうち最も

駅通情報

早い立場をとっている。これに対し西郷夷地については、右、「駅に若干遅れて一七八〇年代に御前、高麗、天皇などが統治する時代の開設となつてゐる。しかしこれは「開設年代がおむね明らかなもののみで、他のほとんどは駅は「設置年代不詳」と記述されていて、開設年代が明らかでない」。

なお、東西郷夷地所在の南駅の名前は、開設当時から「駅」と呼称していく。本州又は和人地内の南駅又は南とは違つた名前を使つてはいた。しかしこれは南駅の公私であつて一般には講員の經營拠点の会所（西郷夷地では東上駅）を呼称している。

これは本來、駅夷地の宿駅の条件は、後述のとおり、場所講員の講員条件の一つとして、講員の負担において開設されたものである。この点、場所講員制とのかかわりにおいて研究を要するものであるが、本稿ではそのいとまがないので省略することにしたい。

さて、重ねていうと、駅夷地の「駅」は、和人地の「宿」と違つて、場所講員が藩から場所内の經營権を得る代價としての条件の一つとして負担したものである。

講員地内における「駅」の負担とは、後述のとおり、公務执行者の宿泊、食事の提供、休息、休憩室立てに必要な人足、馬匹の提供等、旅人の通行に必要な行為を支援することを条件の一つとして課せられたものである。

その場所講員の負担する行為の前段に、人馬の維持等に繋り出されるアイヌ人の負担があるのである。

和人の商人による場所講員といつても、現場における最初端で負担に關するものはアイヌ人である。

アイヌ人は、現地にあつて場所講員の中に組み込まれ、若干の食料等の支給はあるものの人足として、又は馬引き等の労役に服するのである。

シヤクシヤインの亂終結後アイヌ人から提出された「船譜文」に次の二文がある。

なお、右「亂」は、寛文九（一六六九）年に発生し、松前藩は津軽藩等の支援を受けて平定したのであるが、そのさい

次の言詞をとつておあり。それが「起説文」として提出されたものである。その中から運行に関する事項のみ抜き出すと次のとおりである。

「起説文の事

駅標標用にてシヤモ浦々御通候は少も知在仕候間敷候、たとえシヤモ自分用にて通り候とも、随分駆走致べく候事。

駕籠持並に金銀に少しも知在仕まじく候事。

駕籠より向後御面され候通り商船へわがまま申しかけず、互に首尾よく商い仕べく候、余所の國の荷物買取申しまじく候。我國にて調て申す荷物も駒の国へ持參仕商充致しまじく候、人の國にて取り申候、皮干勧、我が國へ持參仕り候充實致すもの跡により仕つけ通り致すべく候事。

向後本一候（八升）につき皮五枚、千鯉五束、商先仕べく候、断物、煙草、金具に至るまで、末に迄に時今より高値に商先に仕べく候、荷物次山に有之年は、

未一俵に皮類も干勧も下値に商充致すべく事。

駕籠費用にて状使並に應送申す儀、其外伝馬、宿送、昼夜に限らず少しも知在仕まじく、若し相背き候、

御殿の御大あたい申さず候、既々なく申倒事、右之貢、私儀は勿論揚子一門ウタリ男女のに限らず、少しも相背き申すまじく候、若し相背き候者これあるに詰

いでは、神々の御刑蒙り子孫長く絶えはて中べく候、

依て起説文如何

この起説文には、年代、差出人等の記載はないが、おそらく「シヤクシヤインの亂」の鎮定よりそう遠かない時期にウタリの代表である乙名等役駕夷が提出したものと思われる。というは、この文章中に「私儀は勿論、揚子一門並にウタリ（同族）男女に限らず」とあり、同族を代表する者」とは一札に及んだものと解される記載がある。

この起説文には和人とアイヌ人ととの間ににおける關係と時代

背景が明らかになつてゐる。兩者間の悲しい現実が痛切に感じられるではないか。そのほか、実は、この起説文をここに紹介したのは、この文中最後の一か条に特に注視される文、すなわち「運賃用の調査、慶通りのほか、驅ぎ人馬の確立に対する人足の供出は、申し付けどおり行う」というくだりがあるからである。

船場地においても、そのころ(寛文九〔一六六九〕年)頃に、旅宿制が定められており、船人連もまたその制度の中に組み込まれ、その制度を推進するのに一段を担つていて、昼夜を分かたず荷り出されていたのである。しかし、もちろんアイヌ人連は現場業務の最先端にあって、労作業を担つて現場にあつたものである。しかし、その他の施設食料等一切は前述のとおり場所調負人の調負条件の中にあり、アイヌ人連は、その運車の一つであつたのである。この起説文が提出された寛文九〔一六六九〕年といえば、右「留萌はか二か所の旅宿設立より百十七年も前に当たり」しかも恐らく東西船場地の旅宿は、起説文が提出された時期より相当以前、すなわち場所調負制始からそう遠くない時期に施行されていたものと判断される。それも最初は松前周辺から遡り奥地へと進み、場所調負制が確立すると共に制度化されたものと思われる。

2. 船場地における廳立業務の整備

前述のシケタシヤインの乱終結時のアイヌ人連による「起説文」の提出は、廳立業務を負う現地コタンのアイヌ人連による負担であることを示している。このコタンを支配するの人は場所調負人であり、またこの現地指揮者はアイヌ人連を使役する支配人・番人等である。これら現地指揮者はもちろん極めて少数の和人連で構成され、これらの者は場所を支配し、アイヌ人連の生殺与奪の権を持つてゐるのである。

駅制に較べこれをみると、まず、場所調負人は運(時代によつては荷物奉行)が、場所の經營を調負うに当たつての条件としての一つに廳立業務の提供がある。それを具体的に

挙げると、いずれも全調負場所に共通しているものである。
 「一、官用書状物品の輸送
 二、官吏警護士卒が通行する際の維持に要する人足、馬匹の提供
 三、開港船、又は怪しい船を発見した際の船舶航行(松前港支配のときは船頭)への通報
 四、右の者が通行の際の宿泊、休憩、休憩と食事の提供
 五、通行を容易にするための道路の整備

等が挙げられる。
 東西船場地を問わず、場所調負人は、場所經營の諸負条件の一つとして、運上家(東船場地では会所)の一部を問仕切りして使用するか、別に旅宿所(又は通行屋、止宿所ともいふ)を建てて、旅人の宿泊、食事の提供、さらには人馬の継立等に使用していたのである。

(以下次号)

明治政府へ引継がれた宿駅の沿革(二)

— 松前街道二十一か宿 —

○はじめに

和人地は、北海道における和人居住の原点である。その一つが、本稿に掲載中の松前街道周辺である。しかも本街道の「函館・松前(福山)」間は、和人が最初に住み付いた地域であるといわれている。それだけに、和人が居住して道路が開削され、交通が始まり、集落が形成されて駅制が必要になつた。これを視点に置いて、本稿を読んでほしい。

駅通情報

○松前街道沿いの基幹宿駅と付属宿駅の配置状況
(函館・木古内間)



○上記宿駅配置図の解説
① ②は基幹宿駅を示す。

2. 木は、付属宿駅を示す。

3. 下部の里程は基幹宿駅間の距離である。

4. 上の宿駅名は基幹宿駅に対する付属宿駅を示す。

①上宿(基幹宿駅)を中心とする付属宿駅(三ツ石・谷・富川・戸切地)の配置状況

②茂辺地(基幹宿駅)に対する付属宿駅(当別)の配置状況

③泉沢(基幹宿駅)に対する付属宿駅(三ツ石・谷)の配置状況(明治九年五月、基幹・付属を分離各所独立した)。

④木古内(基幹宿駅)に対する付属宿駅(札幌)の配置状況

5. 基幹宿駅と付属宿駅の名稱、及びその分類は、筆者が假りに付けたものである。

九、東北　いすみさわの駅

5. 他の資料による記録

(4) 駅馬と人馬賃錢

駅馬、駅馬ノ價ナキヲ以テ時々差支ヲ生セシカ明治五年小林伝次郎關戸長助務ノ節當別村吉田金次郎ヨリ牝一頭同郡釜谷村三田甚右衛門ヨリ牡一頭各民賣ヲ以テ買入レ合二頭ヲ以テ通送ニ備置キ其取扱人ハ当駅大谷嘉吉弟大谷吉次郎ノ両名トシ年給金三円五十銭フ。民賣ヲ以テ支給セリ。其通送三頭以上ノ時ハ村民所有ノ馬ヲ順次派出サシム。
(5) 人馬賃錢ハ函館駅ニ同ラデアルガ、明治十二年十月ヨリ陸路ノ道路ハ一里人足金十一銭七厘、馬一疋金十五銭六厘トス。
(6) 明治六年四月郵便局ガ開局シタ。但五等郵便局ナリ。

○ 解説

駅馬の配置については、本駅独特の方法をとっている。十
なむち、明治五年に國村二名から牝牡一頭を買ひ、駅馬と
して配備し駆者二名を年各三四十五十銭で雇上げて雇立てに留
たつた。

また、三疋以上を必要とするときは、村内馬持から順次供
出させて、繼立てに託じたという。

右、当村馬持ちの國有馬だけでは無い切れない需要があつ
た場合には、他の村の馬持も駆使は必要なかつたのであるうか。
また、山路等険難の道路について、明治十二年十月から
人足一人一里十一銭七厘、また馬一疋十五銭六厘と設定した
という。しかし不審なのは、改定年月は、函館支厅管内製度
大改革の年に当たつている。またこの年四月には、吉村六右
衛門が人馬驅立所を開設していくて競合する。何らかの関連
であるのかもしれない。

十一、札 誌 一 さつき

一齊に宿駅の整備を図つたさいの年代であるとみられるのである。

一、位置 上郷郡札苅村

二、沿革

1. 宣政十一年設置
2. 名主小頭授三駅務ヲ命ス。駅費都テ民費。
3. 明治十二年九月廃ス

三、他の資料による記録

1. 本駅設置不詳。宣政十一年アリトモ云フ。尔來本村名主小頭白右衛門於テ駅務ヲ取扱ヒ。其後村用係ヲ置クニ及シテ其自宅ニ於テ取扱フ。駅費都テ民費トス。

四、明治十二年九月二十五日廃ス

四、解説

札苅宿の開設が宣政十一年（一七九九）年であり、本街道筋の他の各宿の開設年月と違うのはなぜであろう。他の宿駅のほとんどが文政元年とあって、札苅宿より五十五年も以前の開設である。そもそも宿駅というものは一か所だけでは運営できるものではなく、街道筋に連携して設置されていて宿駅が成立するものである。一か所だけが早く出来ても宿駅としての任務は果たせないものである。

考察するに、これは、幕府の相夷地経営と、松前藩成立の關係について見なければならないであろう。

当時の時代背景は省略するが、宣政十一年一月、幕府は東蝦夷地の一部を松前藩から上知して直轄化し、道路を開き、倉所を建て、駆馬を配置し官船を造つて運輸を図つたとある設である。これは何を意味するのか。

前述の「開み記事」に記載したので省略するが、本宿の開設が寛政十一年とあるのは、正にこの年に当たっている。本街道沿いの本宿以外の各宿のほとんどは安政元（一八五四）年の開設である。これは何を意味するのか。

本古内開を上知し、箱館奉行が統治したときに本街道筋に

十、木古内 一 きこない

一、位置 上郷郡木古内村

1. 關駅への距離 鹿沢へ一里二十四町九間
2. 知内へ二里十三町三十七間

三、人馬綱文・貢目賃銭

人足	平路	六 錢	八 錢	此種ハ面無 駅通	取扱人	一人
陰路	七 錢八 厘	十 錢四 厘	駅二回ツ			

四、沿革

1. 安政元年六月設置、名主二駅務ヲ命ス。駅費都テ民費
2. 明治十二年十月人馬綱立所ヲ置ク

五、他の資料による記録

1. 本宿は、安政元年六月旧幕府支配の跡設置し、以來、名主の自宅に於て駅場の事務を取扱う。其後沿革あり之を詳にする能はず。

2. 明治二〇〇八年七月本使管轄以降も村役人の自宅を以て駅場に来て村用係を置くに及んで其自宅に於て取扱いを為さしむ。

3. 明治十二年十月人馬綱立所を置く。尔後故ありて開銷す。（以下次号）

発行年月日 平成二十一年六月五日
発行者 布
発行者 札幌市南区川沿四条五丁目二一一
史学研究会 主導 宇川 誠
TEL 〇一一五七一三六〇〇番
ホームページ
<http://rashi.hpl.infoseek.co.jp/>